

令和8年3月11日

小千谷市地域公共交通協議会委員 各位

小千谷市地域公共交通協議会  
会長 山口 良信

## 令和7年度 第5回小千谷市地域公共交通協議会 書面決議について

日頃から市政の運営に格別の御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、下記のとおり書面による協議をさせていただきたく、資料を送付させていただきます。

つきましては、別紙【書面表決書】を令和8年3月18日（水）までに同封の返信用封筒によりご返送くださいますようお願いいたします。（FAXやメールも可）

また、期日までに御回答がない場合は、本協議に対し異議がなかったものとして取り扱いますので、御了承くださいますようお願いいたします。

### 記

#### ○協議事項

1. 令和8年度地域間幹線系統に係る小千谷市地域公共交通計画の一部変更について
2. 地区交通戦略の策定について
  - (1) 協議会規約の一部改正について
  - (2) 地区交通戦略策定に関する分科会の設置について

#### ○情報共有

山古志地域・太田地区バス（クローバーバス）の小千谷市乗り入れについて

#### ・回答期限

令和8年3月18日（水）

事務局 小千谷市にぎわい交流課 樋口・石上  
〒947-0028 小千谷市城内1丁目13番20号  
電話 0258-83-3512 FAX 0258-83-0871  
メール kouryu@city.ojiya.niigata.jp

事務局：小千谷市にぎわい交流課交流推進係 あて

**令和7年度 第5回小千谷市地域公共交通協議会 書面表決書**

令和 年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

※いずれかに○をつけてください。

議 案	承認 します	一部修正を 提案します	承認 しません
1. 令和8年度地域間幹線系統に係る小千谷市地域公共交通計画の一部変更について			
2. 地区交通戦略の策定について			
(1) 協議会規約の一部改正について			
(2) 地区交通戦略策定に関する分科会の設置について			

※「一部修正を提案します」「承認しません」に○をつけた場合は、理由をご記入ください。

※その他、ご意見等がある場合はご記入ください。

## R8 地域間幹線系統に係る小千谷市地域公共交通計画別紙の一部変更について

### (協議事項の概要)

令和7年6月に策定した令和8年度の広域的・幹線的生活交通路線の運行計画（運行期間：R7.10～R8.9）について、下記のとおり変更したいので、ご意見いただきますようお願いいたします。

### 1 計画変更の概要

- 令和7年6月に小千谷市地域公共交通協議会において、地域間幹線系統として、国及び県の補助対象と位置付けたバス路線について、小千谷市地域公共交通計画の一部を変更するものです。

### 2 変更理由（別紙一覧のとおり）

- ダイヤの改正に伴い、運行計画を変更するため。（越後交通株）

### 3 協議後の対応

既に国へ提出している標記計画について、今回の協議を踏まえ、国へ計画変更手続を行います。

### 4 添付資料

①地域公共交通計画変更認定申請書
②地域公共交通計画別紙（令和8年度）変更案 今回の変更に係る、広域的・幹線的生活交通路線の運行計画案
③表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（国） 計画により維持されるバス路線の概要及び予定補助額
④表1 地域間幹線系統申請の概要（県） 計画により維持されるバス路線の概要及び予定補助額
⑤表1-5 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 計画により維持されるバス路線の輸送実績及び平均乗車密度算定表
⑥表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 計画により維持されるバス路線の詳細及び予定補助額の算定基礎

## 【変更箇所及び変更日】

(変更予定日：ダイヤ改正は R8. 4. 1～)

運行事業者等	申請番号	運行系統名	変更の内容
越後交通株	E14、E25	表 2 のとおり	ダイヤ改正に伴う運行回数、市町村負担額の変更

様式第1-2（日本産業規格A列4番）

小公協第19号  
令和8年 月 日

国土交通大臣 殿

新潟県小千谷市城内一丁目13番20号  
小千谷市地域公共交通協議会  
会長 山口 良信

地域公共交通計画変更認定申請書

地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 変更日  
令和8年4月1日
- 変更箇所  
別紙のとおり
- 変更理由  
別紙のとおり

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。  
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性																
(変更なし)																
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																
(1) 事業の目標																
(変更なし)																
(2) 事業の効果																
(変更なし)																
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体																
(変更なし)																
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者																
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付																
<p>【表1の概要】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業者数</th> <th>系統数</th> <th>国庫補助申請額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R8年度補助 (R7.10～R8.9運行)</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>23,916 (23,924)</td> </tr> <tr> <td>R9年度補助 (R8.10～R9.9運行)</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>23,916 (23,924)</td> </tr> <tr> <td>R10年度補助 (R9.10～R10.9運行)</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>23,916 (23,924)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は変更前</p>		事業者数	系統数	国庫補助申請額	R8年度補助 (R7.10～R8.9運行)	2	7	23,916 (23,924)	R9年度補助 (R8.10～R9.9運行)	2	7	23,916 (23,924)	R10年度補助 (R9.10～R10.9運行)	2	7	23,916 (23,924)
	事業者数	系統数	国庫補助申請額													
R8年度補助 (R7.10～R8.9運行)	2	7	23,916 (23,924)													
R9年度補助 (R8.10～R9.9運行)	2	7	23,916 (23,924)													
R10年度補助 (R9.10～R10.9運行)	2	7	23,916 (23,924)													
① <u>予定している時刻表・系統図</u>																
(変更なし)																
② <u>運行予定者決定の流れ</u>																
(変更なし)																
③ <u>輸送量が15人～150人/日と見込んだ根拠となる算出式</u>																
「表1-5」を添付 (平均乗車密度算定表)																
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額																
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付																
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法																
(変更なし)																
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要																
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>																
(変更なし)																
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧																
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>																
(変更なし)																
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項																
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>																
(変更なし)																

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>	
(変更なし)	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(変更なし)	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(1) 事業の目標	
(変更なし)	
(2) 事業の効果	
(変更なし)	
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(変更なし)	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(変更なし)	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(変更なし)	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(1) 事業の目標	
(変更なし)	
(2) 事業の効果	
(変更なし)	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(変更なし)	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和4年4月13日（第1回）	協議会設立、規約、事業内容について協議
・ 令和4年6月28日（第2回）	書面決議 規約の改正
・ 令和4年9月22日（第3回）	地域公共交通計画策定に向けたアンケート内容
・ 令和4年12月15日（第4回）	書面決議 フィーダー計画の事業評価
・ 令和5年2月21日（第5回）	アンケート調査結果の報告、内容審議
・ 令和5年6月29日（第1回）	地域公共交通計画（案）の協議
・ 令和5年9月21日（第2回）	地域公共交通計画（案）の協議、パブリックコメントの実施について協議
・ 令和5年12月22日（第3回）	パブリックコメントを踏まえた最終案の協議、合意により地域公共交通計画が完成
・ 令和6年6月25日（第1回）	令和7事業年度の申請に向けた内容協議

・ 令和6年11月6日（第2回）	A I オンデマンド交通の導入案、乗合タクシーの運行について協議
・ 令和7年1月16日（第3回）	書面決議 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
・ 令和7年2月28日（第4回）	書面決議 地域公共交通計画の改正
・ 令和7年6月30日（第1回）	令和8事業年度の申請に向けた内容協議
・ 令和7年8月25日（第2回）	書面協議 地域公共交通計画の改正
・ 令和7年11月10日（第3回）	書面決議 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）を策定
・ 令和8年1月15日（第4回）	書面決議 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
・ 令和8年 月 日（第5回）	書面決議 地域公共交通計画の改正予定
19. 利用者等の意見の反映状況	
意見について特段なし	

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 小千谷市城内一丁目13番20号

(所 属) 小千谷市にぎわい交流課

(氏 名) 樋口 未来

(電 話) 0258-83-3512

(e-mail) [kouryu@city.ojiya.lg.jp](mailto:kouryu@city.ojiya.lg.jp)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する国庫補助額 (千円)	確保維持事業に要する国庫補助額(千円) 【変更後】	特例措置
小千谷市	越後交通株式会社	E13 長岡～十日町	7,026.5	7,026.5	
		(E14) 長岡～小千谷①	1,260.5	1,227.0	
		(E15) 長岡～小千谷②	5,914.5	5,914.5	
		(E16) 長岡～小千谷③	2,401.0	2,401.0	
		E25 小千谷～十日町	5,325.0	5,351.0	
		E26 小千谷～小国	1,770.5	1,770.5	
	事業者計	6系統	23,698	23,690	
	南越後観光バス株式会社	ME5 小千谷～小出	226.0	226.0	
	事業者計	1系統	226	226	
合 計			23,924	23,916	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)



事業者名	越後交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 運輸営業部	(責任者役職、氏名) 次長 佐山 尚生
補助金担当部門	(担当部門の名称) 運輸営業部 乗合バス	(責任者役職、氏名) 松岡 浩太

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和6年度)

実態調査日 令和5年10月1日～令和6年9月30日 通年実施

申請 番号	運 行 系統名	起 点	主 な 経 由 地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	年間輸送実績				経常収益			1 系統当り 経常費用 (円)	平均乗車密度算定				輸送量 (A) × (G)	市町村に よる回数 券購入等 の有無	備 考
							輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人・km)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)		計 (B)+(D)+(E)	運賃改定前 の平均乗車 密度 × 日数	適用 日数	運賃改定後 の平均乗車 密度 × 日数			
第E13号	長岡～十日町	長岡駅前	小千谷・十	十日町車庫前	49.1	7.9	25,412	22.4	569,222.6	15,937,948	117,332.9	157,755	120,110	16,215,813	44,169,956	26.97	5.0	39.5	有・(有)		
(第E14号)	長岡～小千谷①	長岡駅前	新国道	小千谷インター	20.0	3.7	10,082	9.3	93,766.8	3,685,128	18,977.0	36,476	27,771	3,749,375	7,143,892	38.9	4.9	18.1	有・(有)		
(第E15号)	長岡～小千谷②	(急行)長岡駅前	片貝・小栗	小千谷車庫前	25.7	9.7	61,068	6.1	372,512.2	16,362,391	82,621.3	161,956	123,309	16,647,656	31,102,791	32.17	6.1	59.1	有・(有)		
(第E16号)	長岡～小千谷③	(急行)長岡駅前	片貝・埤野	小千谷車庫前	26.6	3.5	20,116	8.3	166,964.5	5,279,366	32,301.6	52,256	39,786	5,371,408	12,159,946	31.44	5.1	17.8	有・(有)		
第E25号	小千谷～十日町	小千谷車庫前	千手	十日町車庫前	34.8	6.2	23,057	17.8	410,418.5	11,104,085	83,159.6	109,909	83,681	11,297,675	31,305,416	26.97	4.9	30.3	有・(有)		
第E26号	小千谷～小国	小千谷車庫前	七日町	小国車庫前	19.7	3.1	10,964	10.2	111,836.6	3,909,987	22,964.7	38,701	29,466	3,978,154	8,645,055	34.74	4.9	15.1	有・(有)		
合計					175.9		150,700		1,724,721	56,278,906	357,357.0	557,053	424,123	57,260,082	134,527,055						

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車密度は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより算出すること(銭未滿切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗車密度は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合  
(1) 系統概要

⑥

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 ( ) ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 (全体キロ)		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他系統との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ									
				起点	主な経由地	終点				往	復																
羽越	E13		長岡～十日町	長岡駅前	小千谷・十日町	十日町車庫前	365	日	2180.5 (5.9)	回	5.0	29.5人	往 49.1km 復 49.1km	49.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 28.5km 復 28.5km	28.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	41.955
羽越	(E14)		長岡～小千谷①	長岡駅前	新国道	小千谷インター	365	日	1172.0 (3.2)	回	4.9	15.6人	往 20.0km 復 20.0km	20.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 13.0km 復 13.0km	13.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	35.000
羽越	(E15)		長岡～小千谷②	(急行)農岡駅	片貝・小栗田	小千谷車庫前	365	日	3202.0 (8.7)	回	6.1	53.0人	往 25.7km 復 25.7km	25.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 14.2km 復 14.2km	14.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	44.747
羽越	(E16)		長岡～小千谷③	(急行)農岡駅	片貝・坪野	小千谷車庫前	365	日	1213.5 (3.3)	回	5.1	16.8人	往 26.6km 復 26.6km	26.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 14.2km 復 14.2km	14.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	46.616
羽越	E25		小千谷～十日町	小千谷車庫前	千手	十日町車庫前	365	日	1998.0 (5.4)	回	4.9	26.4人	往 34.7km 復 35.6km	35.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 16.6km 復 17.5km	17.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	51.566
羽越	E26		小千谷～小国	小千谷車庫前	七日町	小国車庫前	365	日	1149.5 (3.1)	回	4.9	15.1人	往 19.4km 復 20.0km	19.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 9.4km 復 10.0km	9.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	50.761
合計	6系統												往 175.5km 復 177.0km	176.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km			往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 95.9km 復 97.4km	96.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km			

合計シートの申請番号	往復	全体キロに対する市町村内のキロ
E13	往復	20.60
E14	往復	7.00
E15	往復	11.50
E16	往復	12.40
E25	往復	18.10
E26	往復	10.00

(2) 補助対象経費の算定

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)+ヲ)÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	(d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ"=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f				
羽越	E13		41.955%	209,897.8km	74,436,056 円	131円.56銭	29,318,679 円	280,145.1 km	104円.65銭	42,184,982 円	277,811.8 km	151円.84銭	38,650,489 円	279,663.6 km	138円.20銭	27,614,154 円	46,821,902 円	33,496,225 円	33,496,225 円
羽越	(E14)		35.000%	46,880.0km	16,625,054 円	188円.26銭	13,488,308 円	69,700.0 km	193円.51銭	10,749,491 円	61,880.0 km	173円.71銭	10,712,501 円	54,220.0 km	197円.57銭	8,825,628 円	7,799,426 円	7,481,274 円	7,481,274 円
羽越	(E15)		44.747%	165,655.5km	58,746,409 円	172円.51銭	27,718,637 円	199,991.0 km	138円.59銭	34,530,371 円	194,571.3 km	177円.46銭	37,203,961 円	184,641.0 km	201円.49銭	28,577,230 円	30,169,179 円	26,435,884 円	26,435,884 円
羽越	(E16)		46.616%	64,558.2km	22,894,274 円	157円.05銭	10,687,964 円	77,352.8 km	138円.17銭	12,200,883 円	73,186.1 km	166円.71銭	11,522,670 円	69,293.0 km	166円.28銭	10,138,865 円	12,755,409 円	10,302,423 円	10,302,423 円
羽越	E25		51.566%	140,459.4km	49,811,117 円	114円.78銭	12,961,651 円	143,107.7 km	90円.57銭	18,899,252 円	160,242.3 km	117円.94銭	21,909,156 円	161,268.2 km	135円.85銭	16,121,929 円	33,689,188 円	22,415,002 円	22,415,002 円
羽越	E26		50.761%	45,180.8km	16,022,467 円	147円.70銭	4,776,412 円	52,402.0 km	91円.14銭	8,578,987 円	47,993.4 km	178円.75銭	7,837,029 円	45,240.8 km	173円.22銭	6,673,204 円	9,349,263 円	7,210,110 円	7,210,110 円
合計				672,631.7km	238,535,377 円		98,962,567 円	822,729.5km		127,144,142 円	815,684.9km		127,835,806 円	794,326.6km		97,951,010 円	140,584,367 円	107,340,918 円	107,340,918 円

合計シートの申請番号
E13
E14
E15
E16
E25
E26

(3) 負担者及び負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ' =ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	E13		14,053,341 円	14,053,341 円	円	14,053千円	7,026.5千円	46,821,902 円	39,795,402 円	7,026,500 円	17.7%	5,590,814 円	14.0%	27,177,773 円	68.3%	315 円	0.0%	国、県、長岡市、十日町市
羽越	(E14)		2,618,445 円	2,618,445 円	2,454,792 円	2,454千円	1,227.0千円	7,799,426 円	6,572,426 円	1,227,000 円	18.7%	111,353 円	1.7%	5,069,627 円	77.1%	164,446 円	2.5%	国、県、長岡市
羽越	(E15)		11,829,265 円	11,829,265 円	円	11,829千円	5,914.5千円	30,169,179 円	24,254,679 円	5,914,500 円	24.4%	1,677,804 円	6.9%	16,662,375 円	68.7%	0 円	0.0%	国、県、長岡市
羽越	(E16)		4,802,577 円	4,802,577 円	円	4,802千円	2,401.0千円	12,755,409 円	10,354,409 円	2,401,000 円	23.2%	1,148,108 円	11.1%	6,805,301 円	65.7%	0 円	0.0%	国、県、長岡市
羽越	E25		11,558,519 円	11,558,519 円	10,702,332 円	10,702千円	5,351.0千円	33,689,188 円	28,338,188 円	5,351,000 円	18.9%	5,813,754 円	20.5%	16,317,021 円	57.6%	856,413 円	3.0%	国、県、十日町市
羽越	E26		3,659,923 円	3,659,923 円	3,541,860 円	3,541千円	1,770.5千円	9,349,263 円	7,578,763 円	1,770,500 円	23.4%	1,085,864 円	14.3%	4,603,484 円	60.7%	118,915 円	1.6%	国、県、長岡市
合計			48,522,070 円	48,522,070 円	16,698,984 円	47,381千円	23,690千円	140,584,367 円	116,893,867 円	23,690,500 円	20.3%	15,427,697 円	13.2%	76,635,581 円	65.6%	1,140,089 円	1.0%	

合計シートの申請番号
E13
E14
E15
E16
E25
E26

全体キロに対する市町村内のキロ割合
41.955%
35.000%
44.747%
46.616%
51.566%
50.761%

#### (1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。  
(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

#### (2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

## 地区交通戦略の策定について

### 1. 趣旨

本市では、小千谷駅周辺にエリアを限定した地区交通戦略（エリアを限定してきめ細やかな都市交通システムの形成を戦略的にすすめるためのプログラム）を令和8年度に策定し、駅前広場のバリアフリー化などによる歩行者優先の道路空間の構築などを戦略的に推進する。

この地区交通戦略を小千谷市地域公共交通協議会において策定したいもの。

### 2. 協議事項

#### (1) 協議会規約の一部改正について

地区交通戦略の策定にあたり、まちづくりと連携した交通施策の推進を図るため、以下のとおり規約を改正し、協議会に新たな委員から就任していただくもの。なお、施行期日は、本協議について決議があった日とする。

#### 協議会規約別表（第5条関係）

区分	委員
(略)	(略)
<u>会長が必要と認める委員</u>	<u>一般社団法人小千谷観光協会 事務局長</u> <u>東日本旅客鉄道株式会社 信濃川地域共創事務所 課長</u> <u>小千谷市東大通商店街振興組合 理事長</u> <u>国土交通省北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課長</u>

#### (2) 地区交通戦略策定に関する分科会の設置について

協議会規約第11条の規定に基づき、地区交通戦略策定を協議するための（仮）地区交通戦略策定分科会を設置するもの。

○分科会の設置（案） 裏面のとおり

○スケジュール ・分科会設置（本協議について決議があった日）

・令和8年度中に5回程度開催予定

※令和9年度以降の地区交通戦略の進捗管理等は分科会ではなく、本体の協議会で行う予定

（裏面あり）

区分	委員	分科会委員
法第6条第2項第1号の委員	小千谷市副市長	○
法第6条第2項第2号の委員	越後交通株式会社 小千谷営業所長	○
	小千谷ハイヤー協会 事務局長	○
	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 企画総務部経営戦略ユニットリーダー	○
	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長	
	新潟県長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長	○
	小千谷市 建設課長	○
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小千谷警察署 交通課長	○
	西小千谷地区町内会長協議会長	
	東小千谷地区町内会長協議会長	○
	真人地区町内会長協議会長	
	片貝町協議会長	
	学識経験者	○
	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長	○
	国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官	○
	新潟県長岡地域振興局 地域振興専門員	○
日本労働組合総連合会新潟県連合会 中越地域協議会小千谷支部 事務局長		
<u>会長が必要と認める委員</u>	<u>一般社団法人小千谷観光協会 事務局長</u>	○
	<u>東日本旅客鉄道株式会社 信濃川地域共創事務所 課長</u>	○
	<u>小千谷市東大通商店街振興組合 理事長</u>	○
	<u>国土交通省北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課長</u>	○

# 【情報共有】

山古志地域・太田地区バス（クローバーバス）の小千谷市乗り入れについて

○現在、小千谷市へ乗り入れている「山古志地域から小千谷駅へ運行便」のほかに、新たに「買い物便」として、小千谷市のベイシアまで予約制にて運行。

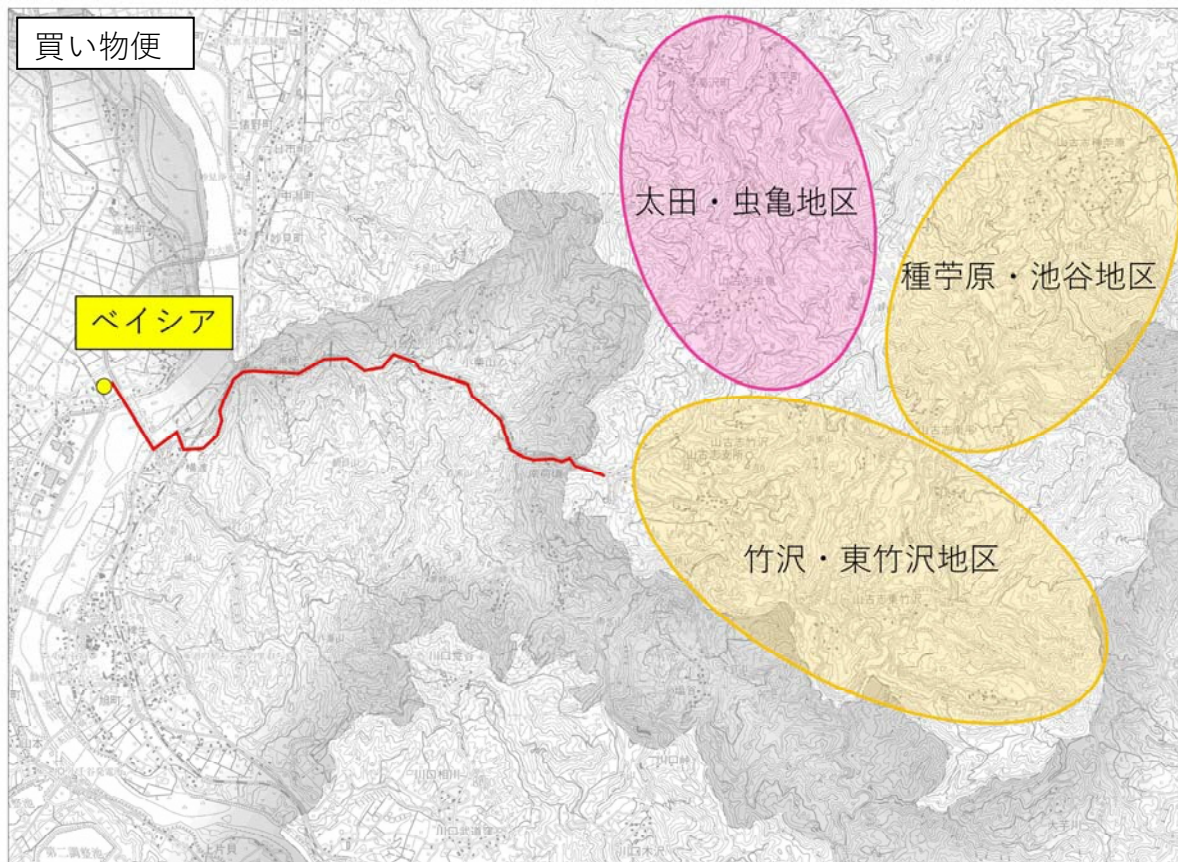
（運行事業者：特定非営利活動法人 中越防災フロンティア）

1. 乗降場所：山古志地域内と小千谷のベイシア
2. 運行開始日：令和8年4月1日から
3. 運行内容

地 域	曜日	地域発時刻	ベイシア発時刻
太田・虫亀地区	月曜	13：15	15：00
竹沢・東竹沢・種苧原・池谷地区	火曜	13：15	15：00

4. 料 金(片道)

大 人	小 人	障害者等	未就学児
500 円	200 円	200 円	無料



○参考：山古志地域⇄小千谷駅の便（予約制）

1. 乗降場所：山古志地域内と小千谷駅
2. 運行日：月曜から金曜日
3. 運行内容

山古志支所 → 小千谷駅					
山古志支所	大内三叉路	菫蒲入口	間内平	山中	小千谷駅
7：00	7：01	7：02	7：03	7：05	7：20
16：00	16：01	16：02	16：03	16：05	16：20

小千谷駅 → 山古志支所					
小千谷駅	山中	間内平	菫蒲入口	大内三叉路	山古志支所
11：50	12：03	12：04	12：05	12：06	12：10
16：25	16：38	16：39	16：40	16：41	16：45
18：25	18：38	18：39	18：40	18：41	18：45

